



Contents

巻頭言	P1
第43回 社会福祉のフロンティア報告	P2
2016年度新規所員・研究員紹介及び活動報告	P3
研究例会報告	P4
2016年度春学期 活動報告	P5
既刊図書紹介	P6

巻頭言

相模原事件とコミュニケーション能力

河野 哲也 (本学文学部教授・本研究所所員)

今年最大の悲劇的なニュースといえば、神奈川県相模原市のしょうがい者福祉施設で発生した大量殺人事件だろう。

2016年7月26日未明に、ひとりの男が、当該施設に入所していた若者から高齢者に及ぶ19名もの人を刃物で殺害し、20数名に重軽傷を負わせた。容疑者はこの施設の前職員であり、今年の2月に辞めさせられていた。容疑者は薬物に手を染めており、施設を辞めさせられたすぐ後に、衆議院議長公邸を訪れ、犯行予告とも取れる文言の入った手紙を職員に渡していた。

この事件は筆者にとって、何か重苦しい既視感を生じさせるものだった。

この容疑者は、「しょうがい者」というおおよそ大まかで、ほとんど内実のない分類にしたがって無差別に殺傷したのではない。わざわざ重度とされる人々を選択して犯行に及んだ。続報によれば、犯行の際、拘束した職員を連れて歩き、入所者のしょうがいの程度を聞いていたという(日テレニュース2016年8月15日)。容疑者によれば、「意思の疎通ができない人たちをナイフで刺した」のであり、職員や他の入所者には殺傷に及んでいない。容疑者が「しょうがい者なんていなくなればいい」という趣旨の供述をしていたことは、当初から報道されていたが、容疑者にとって「いなくなればいい」のは「意思の疎通ができない人たち」なのである。

筆者は、昨年上梓した『現象学的身体論と特別支援教育：インクルーシブ社会の哲学的探究』(北大路書房)では次によ

うに書いた。「私たちが〔特殊教育総合〕研究所で出会ったお子さんたちは、重度の障害をもっていることが多く、しばしば言葉による表現ができません。そうしたお子さんたちに対しては、何を最も優先して教育すべきかという問題に直面します。すでに述べたように、私たちの答えは、他者と関わり、社会に参加するためのコミュニケーション能力だというものでした」。いかなる重度のしょうがいを負っていても、そこに生きた身体がある限り、何かが出出されている。その表出に、私たちが応答することでコミュニケーションが創発する。当事者の発する小さな表出を見つけて、それを頼りにインタラクションを増幅していくこと。そうしてコミュニケーションする楽しさと人々との関わることの意義を体得させること。これがしょうがいの程度の重い子どもの教育に第一に必要なことではないのか、これが拙著での問いかけだった。

こうした問いかけを行ったのは、しょうがいのあるお子さんへの教育の現場で、子どもの発する身体表現があまりにしばしば見逃され、あまりに容易に意思疎通のできない子として扱われることが多いと思われたからである。筆者は、しょうがいのある人々の表現能力についての一般に普及している過小評価が、容疑者の特異な考えに根拠を与えてしまったのではないかと危惧している。

「スイスからみた日本の学校の就職支援体制

—学校から仕事への移行と若者の非正規雇用化—

一ノ瀬佳也 (本学法学部特任准教授・本研究所所員)

2016年6月30日、連続講座「第43回社会福祉のフロンティア」が太刀川記念館の多目的ホールで開催された。

今回の講座には、スイスのベルン大学からクリスチャン・インドルフ博士をお招きして、「スイスからみた日本の学校の就職支援体制」について講演してもらった。近年、若者の失業率の高さは先進国において共通した課題となっている。日本においても、ヨーロッパに遅ればせながらも若者の非正規雇用や就職難の問題が取り上げられるようになってきた。今回の連続講座においては、ヨーロッパにおいてこのテーマを長く研究してきたクリスチャン・インドルフ博士に講演していただき、スイスとの比較によって日本における課題を客観的に浮かび上がらせることを行った。

インドルフ博士の研究は「学校から仕事」(school to work)の移行期に焦点をあて、若者の初期雇用における教育制度の影響について明らかにするものである。彼は、先進国の中でも失業率が低い日本とスイスを比較することによって、その教育に関する制度の違いにおける効果について明らかにしていった。特に、ドイツやスイスにおいては「デュアル・システム」と呼ばれる職業訓練の制度が発達しており、職場での実習を中心とした教育が実践されている。大学に進学するのは上位20%程度に過ぎず、大半は職業訓練校に入ることになっている。それに対して、日本においては、多くの学生が高校

から大学へと進学することを目指している。この違いは、スイスの就職においては「職業上のスキル」(vocational skill)が重視されるのに対して、日本の就職では「学歴」(academic skill)が重視されることに呼応している。その結果、スイスにおいては少数のエリートである大卒者がまず非正規雇用に就き、そこから正規雇用へと転じていくことになる。インドルフ博士はこれを「飛び石」(stepping stone)と呼んでいる。反対に、日本においては学歴の低いものが非正規雇用に就く傾向にあり、彼らは貧困や不安定雇用のリスクにさらされることになっている。これを、雇用の柔軟化における「罠」(entrapment)と呼んだ。このようにして、インドルフ博士はそれぞれの国の教育制度を比較することによって、「非正規雇用」の意義が異なることを明らかにした。

特に、日本においてはスイスのような「職業訓練」に関する包括的な制度や仕組みを持っておらず、それを民間の企業が担うことになっている。つまり、若者の技能形成の仕組みがそれぞれに「分節化」されたままになっているのである。そのため、当の若者にとってもその仕組みはなかなか分かりづらいものとなっている。そのため、若者の就労支援というも、単に対症的な施策にとどまらず、それを支える根本的な制度や仕組みから問い直していかなければならないのである。



新規所員の自己紹介及び活動報告

一ノ瀬 佳也 (本学法学部特任准教授・本研究所所員)

冷戦の崩壊後、市場のグローバリズムの夢が語られるようになり、政治についてはなるべく小さくすべきということが声高に主張されてきた。しかし、リーマンショック以降において、そうした楽観的なビジョンが崩れ去り、むしろより極端な政治現象が現れ始めている。それは、中東におけるテロリズムや戦争のことだけでなく、アメリカ大統領選におけるトランプ現象やイギリスの‘Brexit’などにも通ずるものである。普遍的な市場の夢が破れた後に、今度は政治における「分断」と「対立」に直面することになったのである。そこには宗教、ナショナリズムから経済的な貧困や差別まで様々な問題が複合しているため、なかなか收拾がつかない。そこで、「国民投票」や「憲法改正」といった大技によってなんとか国民的な合意を調達しようとしているが、なかなか上手くいっていない。そのため、それらの課題を一気に解決することを求めるよりも、まずは絡まった糸を冷静に解いていく必要がある。私の研究では「政治」と「非政治」の境界を問うことによって、公共的な課題と個人の自由との関係を整理していくことを行っている。一見すると、こうした思想的な考察は面倒に思われるかもしれない。しかし、そうしたことは、理性を失って単なる権力へと邁進していくことに歯止めをかけることにもつながる。こうした観点から、18世紀以降の近代の自由主義思想を根本的に再検討している。

神橋 一彦 (本学法学部教授・本研究所所員)

法学部の神橋一彦です。専門は行政法で、とりわけ行政法の一般理論や行政訴訟について研究をして参りました。社会福祉・社会保障関係の法はもともと行政法の各論の一分野であるともされてきましたが、現在では相当に専門分化が進んでおり、その意味で私はいささか素人ということになります。しかしながら、行政法の一般的な理論も、各論的な分野の理解なしには成り立ちませんので、この分野については、重要な各論的な分野として常々勉強の必要を感じていたところでした。

そのような中、昨年4月にたまたま社会福祉研究所主催の「輪読 小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』を読む」(担当：菅沼隆)の掲示を学内で見つけ、その足で先生の研究室を訪ねて、参加をお願いいたしました。現在、2年目に入っています。この本は、ずっと以前から行政法の文献においても引用されているのを見かけていたのですが、現物は入手困難であり、直接読んだこともありませんでした。行政法的観点のみならず、歴史的観点、さらには実務的観点も必要で、行政実

務に携わっている皆さんにもご教示を頂きながら、読み進めているところです。とりわけ、戦後の生活保護法が戦争被害者の生活困窮に一つの端を発していることは、興味深い発見でもありました。

社会福祉の分野はもとよりさまざまな分野の総合的知見が凝集されていると思いますので、今後、研究上の視野を広げる場として、研究所の活動に参加させていただければ幸いです。

新規研究員の自己紹介及び活動報告

新嶋 聡

(日本健康医療専門学校常勤講師・本研究所研究員)

昨年度は事務局として、今年度からは研究員としてお世話になります新嶋と申します。

現在は日本健康医療専門学校にて、留学生を対象に総合科目(社会科に相当)の授業を主に講義しております。また、大学院進学を希望する学生がリサーチデザインを確立できるよう、研究計画書の執筆および調査方法についての指導しております。言語の壁を乗り越えて学ぶ学生たちの姿勢から、日々、多くの刺激を受けております。

さて、私の研究対象は、高度経済成長期を中心とした日本の公害対策・環境問題です。外部不経済によって人々の「健康で文化的な」生活が損なわれることは、人間福祉一ひとりひとりの幸福一を実現する上であってはならないことです。では、当該期に日本政府はどう対策を講じていたのか。これが私の研究における最大の問いです。この問いに対する答えを導きだすため、厚生省の公害対策の全容を明らかにしている最中です。大学院在学中より菅沼所長をはじめ社福研の皆様との出会いを通して、元厚生官僚の方々に話を聞く機会に恵まれました。これは、研究を進めて行く上で大きな財産です。改めて、社福研との出会いに感謝しております。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

金 敏貞

(本学大学院経済学研究科博士課程後期課程・本研究所研究員)

今年度から研究員となり、事務局も務めている金敏貞と申します。

立教大学大学院経済学研究科博士課程前期課程を経て現在、博士課程後期課程に在籍しています。研究テーマは「日本と韓国の公的年金制度」であり、「日韓の公的年金制度の比較」で修士号を取りました。研究所の活動に参加することで、自分の研究を深めていきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

活動報告に関しては5頁の研究例会報告をご覧ください。

研究例会(6月4日)報告

「多様化する新自由主義と福祉政治—スウェーデン・イギリス・韓国における展開と日本への示唆—」

報告1

「新自由主義の家族政策は可能か—スウェーデンとの比較から」

浅井 亜希

(本学社会情報教育研究センター
教育研究コーディネーター・本研究所所員)

本報告では、1980年代の新自由主義の風がスウェーデンにいかなる影響力をもつものであったのか、家族政策を中心に検討した。スウェーデンは、1980年代まで経済成長を背景としながら、社会的平等を組み合わせることに成功した、スウェーデン・モデルと呼ばれている。戦後、普遍主義的社会サービスとともに家族政策は発展し、さらに1960年代には男女平等が政策目標の中心となった。しかしながら1990年代に入ると経済危機の影響から、経済のマイナス成長、失業率の上昇により福祉国家は危機を迎え、1991年ビルト政権期において、新自由主義的な改革が行われていく。同時に家族政策についても、スウェーデンの男女平等政策は失敗したと、女性運動から福祉国家の矛盾が明らかにされ、ジェンダー平等のラディカル化が進んだ。これはフレイザーによる再分配と承認のパラドクスにつながるものであるが、このような家族政策のパラドクスには、90年代以降の新しい社会的リスクの顕在化に対応し得る、新自由主義的な家族政策の可能性も見出せることを議論した。

報告2

「年金政策の日韓比較—金融資本主義下における新たな政治」

井上 睦 (早稲田大学)

福祉国家再編過程において、年金制度は高い経路依存性を有することが確認されてきた。しかしながら急激な少子高齢化に伴い、国家財政や年金基金の収支の悪化が進展し、社会保険の中で最大の財政規模を持つ年金分野も様々な改革の必要性に迫られている。

日韓の年金政策は、ウェルフェアの削減やワークフェアの拡大といった福祉国家再編に特徴的な政治にとどまらず、金融市場の活用という方向で新たな展開を見せている。そのひとつが、多くの先進福祉国家では高いリスクを伴うため原則として忌避

されている公的年金の株式市場での投資・運用である。

1990年代末以降の韓国では、今日、GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)の議論に湧く日本に20年以上先立って、国民年金基金の運用の変化・多様化が進められ、公的年金の機関投資家としての役割・機能の拡大が進展してきた。

本報告では、年金政策の位置付けおよびその機能の変化について考察し、その後、新自由主義との関連をめぐって活発な議論が展開された。

報告3

「若年就労支援政策における能動化と承認をめぐる政治—日本とイギリスの比較分析」

浜田 江里子 (上智大学)

本報告の目的は、なぜ就労規範の強い福祉国家を形成してきた日本とイギリスにおいて労働市場での就労だけでなく、社会的な場への参加支援を重視する若者政策が進展したのかを明らかにすることにある。1990年代以降、先進諸国は「新しい社会的リスク」に直面し、雇用社会への包摂を核とする福祉国家の再編が進み、そうした再編は新自由主義改革の一環として論じられることが多い。本報告では「新しい社会的リスク」に対し自己責任での対応を推奨する新自由主義的な価値観とは異なる政治勢力の存在が若者政策に影響を与えたことを論じた。ただし日本では自助努力と家族扶養を重視する保守勢力が、イギリスでは機会の平等を重んじる中道左派勢力が中心であったため、両国の若者政策は質的に異なる。日本の若者政策は雇用を軸とした旧来の生活保障の枠内にとどまり、社会的承認は社会規範への適応を条件とする。イギリスでは規範への適応を求める動きは弱く、責任を履行することが社会的承認の条件となっている。



研究例会(7月29日) 報告 「韓国における国民福祉年金の成立と延期」

金 敏 貞

(本学大学院経済学研究科
博士課程後期課程・本研究所研究員)

本報告では、韓国の国民福祉年金における社会的・経済的・政治的背景及び成立過程を考察し、これが幾度か延期されたあげく、実施に至らなかった理由を探ろうとした。

まず、韓国の1960年代及び70年代前半の社会・経済的及び政治的状况を説明したうえで、73年の初めに出された保健社会部の年金案と韓国開発研究院(KDI)の年金案を比較し、各機関の年金案に基づいてどのような過程を経て同年12月に国民福祉年金法として成立したかを検討した。また、同法は翌年度より実施される予定であったが、結局実施されなかった。その背景を、先行研究はオイルショックと北朝鮮の所得税廃止のような外部要因から説明しているのに対して、本報告では制度自体から考えられることを語った。

こうした報告に対して、研究例会では報告の論点や今後の論文構成に関して参考となるアドバイスをいただき、大変有意義な機会となった。

2016年度春学期 活動報告

社会福祉のフロンティア

◆ 2016年6月30日 開催

「第43回 社会福祉のフロンティア
スイスからみた日本の学校の就職支援体制
—学校から仕事への移行と若者の非正規雇用化—

講師：クリスチャン・インドルフ氏(スイス ヘルン大学)

若者の就職難について日本とスイスの比較をしつつ、その問題の構造と学校及び政府が取りうる就職支援政策について話をした。

備考：科研費基盤研究(B)「民主主義活性化のための理論研究と実証研究との共生的政治学の研究」(代表：小川有美)との共催

社会福祉セミナー

「輪読—小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』を読む」

生活保護法についての古典である小山進次郎氏の著書『生活保護法の解釈と運用』を、研究者・社会福祉専門職・民間支援団体者と共に読む会。昨年度に続くセミナーである。

第1回

◆ 2016年5月7日 開催

講師：菅沼隆(本研究所所長・本学経済学部教授)

第1回目は、イントロダクションで、受講者の自己紹介をはじめ、今年度の進み方を説明し、章ごとに報告の担当者を決めた。

第2回

◆ 2016年6月4日 開催

講師：菅沼隆(本研究所所長・本学経済学部教授)

テキストの第2編第6章保護施設について議論した。

第3回

◆ 2016年7月2日 開催

講師：菅沼隆(本研究所所長・本学経済学部教授)

テキストの第2編第7章医療機関及び助産機関について議論した。

第4回

◆ 2016年8月6日 開催

講師：菅沼隆(本研究所所長・本学経済学部教授)

テキストの第2編第8章被保護者の権利及び義務について議論した。

研究例会

第1回

◆ 2016年6月4日 開催

「多様化する新自由主義と福祉政治
—スウェーデン・イギリス・韓国における展開と
日本への示唆—」

報告者：浅井亜希、井上睦、浜田江里子

第2回

◆ 2016年7月29日 開催

「韓国における国民福祉年金の成立と延期」

報告者：金敏貞

春季公開シンポジウム

◆ 2016年6月11日 開催

「まちの技能」：地域の創生、まちの再生

主催：科学研究費基盤研究(A)「知のエコロジカル・ターン：人間の環境回復のための生態学的現象学」(代表者：河野哲也)

共催：立教大学社会福祉研究所

GF研(ジェンダー・ファミリー研究会)

毎月第3水曜日に開催(4月20日、5月18日、6月15日)

既刊図書紹介



ケアラー支援の実践モデル (M-GTAモノグラフ シリーズ2)

木下康仁編著、ハーベスト社、2015年
木下康仁所員が編集を務め、はじめに・第1章・第7章・第8章・終章を担当しており、佐川佳南枝特任研究員が第2章を担当した。



対人援助のためのグループワーク(3)ーワークで学ぶカウンセリングの基本

福山清蔵編著、誠信書房、2016年
福山清蔵所員の著書。



都市と環境の公法学 一磯部力先生古稀記念論文集

磯部力先生古稀記念論文集刊行委員会編、勁草書房、2016年
神橋一彦所員が「条例の違憲性と国家賠償法一条の違法について一府中市議会議員政治倫理条例違憲判決を素材にして」を執筆した。



いつかはみんな野生にもとる 一環境の現象学

河野哲也著、水声社、2016年
河野哲也所員の著書。



人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック

眞嶋俊造、奥田太郎、河野哲也編著、慶應義塾大学出版会、2015年
河野哲也所員が編集を務め、第5章を担当した。



自由の法理 一阪本昌成先生古稀記念論文集

松井茂記、長谷部恭男、渡辺康行編集、成文堂、2015年
神橋一彦所員が「地方議会議員の議員活動の『自由』とその制限一親等規制条例違憲訴訟上告審判決について」を執筆した。

編集後記

今年から編集長となりました所員の河野哲也（文学部・教授）です。今回のニュースに載せました春学期開催の「社会福祉のフロンティア」は非常に興味深い報告でした。インドルフ博士の報告は、スイスとの比較で、日本における職業教育の在り方を考えさせる内容となりました。自己紹介にありますように一ノ瀬特任准教授、神橋教授の新規所員と、新嶋氏の新規研究員に加え、今年度から新しく金氏に研究員兼事務局を務めていただくことになりました。新しいメンバーでより活発な研究所となることを期待しております。



立教社会福祉ニュース 第44号 2016年9月30日発行

〒171-8501

東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学社会福祉研究所

Tel 03-3985-2663 Fax 03-3985-0279

E-mail r-fukushi@rikkyo.ac.jp HP <http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ISW/>

発行責任者：菅沼 隆（社会福祉研究所所長） 編集：河野、金 制作・印刷：（有）サムクイック